

令和 5 年 6 月 2 1 日変更

令和 5 年度冷房計画書

1 基本方針

- (1) 地球温暖化防止のためCO₂排出量低減を目指し、より一層の省エネに努めるとともに、予算の効率的執行を心掛ける。
- (2) 法廷及び事務室の室温について、目標温度を目途に、過度な運用とならないよう適切な温度に保ち、適切な執務環境を維持するため、コントロールセンターの監視の下、効果的な冷房運転に努める。
- (3) 冷房の運転条件は、昨年の実績とデータから策定したもので、適切な執務環境と省エネのバランスを図って設定したが、基準温度を維持できないときはその都度調整する。

2 運転期間

(1) 冷房運転調整開始日

5 月 1 5 日 (月)

ただし、5 月 9 日 (火) から同月 1 2 日 (金) を試運転期間とする。

※裁判所職員総合研修所大阪分室（以下「研修所」という。）を含む。

(2) 冷房運転可能期間

(1)の日から冷温水発生機の温水への切替作業開始前日まで（温水への切替作業は、1 1 月初旬を予定）

(3) 冷房運転期間

ア 原則として冷房運転を行う期間

7 月 1 日 (土) から 9 月 3 0 日 (土) まで

イ 外気温等の状況により冷房運転を行う期間

(1)の日から 6 月 3 0 日 (金) まで及び 1 0 月 1 日 (日) から 1 0 月下旬まで（運転状況については、庁内ホームページに掲載する（仮庁舎及び研修所を除く。）。）

3 基準温度等

冷房中の室温は、事務室は 2 8℃、法廷は 2 6℃を基準とし、この温度を維持

するようコントロールセンターで監視し、適切な温度管理を行う。

ただし、仮庁舎及び研修所については、コントロールセンターにて室温管理ができないため、仮庁舎は、各執務室の空調リモコンに表示される室温を基準とし、研修所は、空調リモコンの設定温度を 28℃とすることで適切な室温管理を行う。

なお、設備の機能上、冷房時の湿度調整は行えない。

4 運転条件等

当合同庁舎（仮庁舎を除く。）は、一旦室温が高くなると冷房能力が間に合わず、エネルギー使用量に比して冷房効果が得られないため、事前に冷温水発生機で冷水を作り空調による冷房運転を実施し、室温の上昇に応じてファンコイルを起動する段階的方式を行う。

具体的な運転条件は、「令和 5 年度冷房運転条件一覧表」（別紙 1、別紙 2 及び別紙 3）のとおり。ただし、201 号法廷、202 号法廷、大会議室、中会議室及び本館法廷棟 2 階裁判員関係室については、必要時のみ冷房運転を行う。

なお、仮庁舎及び研修所については、2(3)アの期間は、職員によるリモコン操作により冷房運転を行い、2(3)イの期間は、別紙 2 及び別紙 3 の運転条件を満たした場合は運転可能とする。

5 延長運転及び休日運転

(1) 運転条件

ア 延長運転

申請により午後 7 時まで延長運転を行う。

なお、冷房の延長運転を行う条件は、原則として午後 3 時に熱源が稼働しており、かつ、外気温が 28℃以上の場合とする。

ただし、2(3)イの期間については、外気温等の状況により、延長運転を行わない場合がある。

イ 休日運転

原則として、裁判所の閉庁日は運転しない。

なお、特段の事情がある場合は、申請により個別に判断する。

(2) 申請手続

延長運転又は休日運転を必要とする職員は、別添 1 の依頼票に必要事項を記載し、所属部署の長である主任書記官又は課長等の確認を受けた後、裁判部は訟廷庶務係、事務局は各課庶務担当係に提出する。

上記依頼票の提出を受けた係は、当日の午後 4 時までに高裁管理課設備係に提出する。

なお、5 の(1)のア延長運転について、一定の期間、継続して申請することが相当な場合は、必要な期間及び場所を一括して申請することができる（原則として職員の執務が予定されている事務室のみ。）。一括して申請する場合は、別添 2 の依頼票に必要事項を記入し、裁判部は各訟廷事務室が代表して、事務局は各課から高裁管理課設備係に提出する。

(3) 例外

調停センターから夜間調停日の連絡が高裁管理課設備係にあれば、コントロールセンターに連絡し、夜間調停室の延長運転を午後 8 時まで（熱源は午後 6 時で停止）実施する。

6 パッケージ型空調機について

パッケージ型空調機を設置している宿直室及び厚生室等は、随時運転可能であるが、室温 28℃を維持するよう設定することとする。

なお、仮庁舎及び研修所においても随時運転可能であるが、運転時間は別紙 2 及び別紙 3 のとおりとする。

7 その他

省エネのため、事務室、法廷、調停室、会議室及び厚生室等において、使用しない期間及び時間はファンコイルのスイッチオフを徹底するよう、職員に周知する。

(別紙1)

令和5年度冷房運転条件一覧表（仮庁舎を除く。）

令和5年6月21日現在
管理課設備係作成

		本 館		別 館		新 館		備 考
		法 廷	事務室	法 廷	事務室	法 廷	事務室	
冷温水発生機の起動条件	運転期間 (7月1日 ～9月30日)	原則として、午前7時30分に起動 (外気温が22.0℃未満、または、下記測定場所の室温が28.0℃以下(法廷の室温は26.0℃以下)の場合は、本館・別館・新館ごとに判断する。)						休日明けや真夏日 (最高気温が30℃以上)予報がある日等早めの起動が必要な日は、管理課の判断で、早朝から起動する。
	測定場所	8階の 適宜の法廷	9階、10階、 11階の事務室	6階の 適宜の法廷	3階、13階 の事務室	2階、5階の 適宜の法廷	9階、10階、 11階の事務室	各測定場所の一番高い室温にて測定する。
空調 運転開始時間		9時15分	8時 ※7時45分	9時15分	8時 ※7時45分	9時15分	8時 ※7時45分	※休日明けや真夏日 (最高気温が30℃以上)予報がある日等早めの起動が必要な日
ファンコイル 運転開始時間		9時15分	8時15分	9時15分	8時15分	9時15分	8時15分	ただし、室温の状況により、起動させない。
基準室内温度(℃)		26℃	28℃	26℃	28℃	26℃	28℃	コントロールセンターで温度管理を行う。
冷温水発生機の停止条件	午後3時以降	外気温 22℃未満のとき → 停止						
		法廷を含む室温が26℃以下の場合は、コントロールセンターの意見を踏まえ判断する。						
		上記以外のとき → 午後5時15分に停止(新館を除く(※))						
空調の停止		午後5時45分(法廷については原則午後5時まで)						
ファンコイルの停止		冷温水発生機停止から30分後(法廷については原則午後5時まで) (新館を除く(※))						冷温水発生機は停止していても、余熱で冷風が流れるため、しばらくは冷房効果が持続する。 ※新館については、設備の仕様上、余熱運転ができないため、本館及び別館のファンコイル停止時間に合わせて、冷温水発生機及びファンコイルを停止する。
冷水への切替日から6月30日までの期間および10月1日から温水への切替までの運転条件		天気予報等で外気温が22℃以上が予想され、あわせて法廷の温度が基準室内温度を超えると予想される場合は、コントロールセンターと協議の上判断する。 なお、冷房エリアにより、本館についてはヒートポンプチャラー、別館については小型冷温水発生機(RB-3)により運転することにする。						

(別紙2)

令和5年度冷房運転条件一覧表（飯庁舎）

令和5年6月21日現在
管理課設備係作成

		飯庁舎	備 考
空調機 の 稼働条件	7月1日 ～ 9月30 日	各執務室等のリモコン表示が、次のアからウまでのいずれか一つの条件を満たすときに運転する。 ア 午前8時現在の外気温が22℃以上のとき イ 午前8時現在の室温が28℃を超えているとき ウ 各執務室等において必要と判断するとき	
空調機の 運転開始時間		午前8時	
基準室内温度(℃)		28℃	基準室内温度になるよう各執務室にて温度管理を行う。
空調の運転停止時間		午後5時45分	
5月15日から6月30日までの期間及び10月1日から10月下旬までの運転条件		各執務室等のリモコン表示において、外気温が22℃以上又は室温が28℃を超えている場合、若しくは各執務室等で必要と判断するときは運転する。	
その他		1. 原則として、休日運転は認めない。 2. モード切替を行わない（冷房運転を使用し、自動運転にしない）。	

(別紙3)

令和5年度冷房運転条件一覧表(研修所)

令和5年6月21日現在
管理課設備係作成

		裁判所職員総合研修所大阪分室	備 考
空調機 の 稼働条件	7月1日 ～ 9月30 日	次のア又はイのどちらか一つの条件を満たすときに運転する。 ア 室温が28℃を超えているとき イ 使用者において必要と判断するとき	
空調機の 運転開始時間		研修に合わせて随時	
設定温度(℃)		28℃	
空調の運転停止時間		午後5時45分	
5月15日から6月30日までの期間及び10月1日から10月下旬までの運転条件		室温が28℃を超えている場合、又は使用者等で必要と判断するときは運転する。	
その他		原則として、休日運転は認めない。	

- ☐ 冷 暖 房 運 転 依 頼 票
☐ 冷 暖 房 の 延 長 運 転 依 頼 票
☐ 冷 暖 房 の 休 日 運 転 依 頼 票

令和 年 月 日

大阪（高等・地方・簡易）裁判所		部 課 室 係	
(第一・第二・第三・第四) 検察審査会		(内線)	
依頼者（氏名）		※1 課長・主書等確認欄	
		☐ 確認した	
使用日時	令和 年 月 日 時 分～ 時		
場 所	(本館・別館・新館) 階		
使用目的		使用人数	
冷暖房運転を必要とする時間帯	時 分 ～ 時 分 * 延長運転は、午後7時までとします。		
※2 延長運転等を必要とする理由			

(注)

- ・ 太枠内を記載し、所属の庶務担当係を通じて、次の時間までに高裁管理課設備係に提出してください。
 - 冷暖房運転依頼票 : 前日の午前10時まで
 - 冷暖房延長運転・休日運転依頼票 : 当日の午後4時まで
- ・ 「※1」確認欄には、課長又は主任書記官等のチェックを受けてください。
課長又は主任書記官等が不在の時は、他の管理職のチェックを受けてください。
なお、依頼者が裁判官の場合は、その旨記載していただければ、確認欄のチェックは不要です。
- ・ 「※2」欄については、延長運転、又は休日運転依頼の場合に記入してください。
- ・ 休日の連絡先：コントロールセンター（内線 〇〇〇）
- ・ 日常運転について、省エネ及びCO2削減に向けた取り組みの一環として、「利用していない会議室等の冷暖房を止めて、その分を必要な所にまわそう。」という趣旨です。よって、実際の会議等の開始・終了予定時間は正確に御記入願います。

認 印	課長	課長補佐	係長	係		☐ 入力済み
意見等	・ 空調のみ ・ 冷房運転期間 ・ 暖房運転期間 ・ 空調のみ又は気温による（弾力運転予定（R 年度 ～ / ））					
備 考 (結果)						

冷房の延長運転依頼票（一括用）

令和 5 年 月 日

大阪（高等・地方・簡易）裁判所		部	課	室	係
(第一・第二・第三・第四) 検察審査会		(内線)			
依頼者（氏名）			※1 課長・主書等確認欄		
			☐ 確認した		
延長期間	☐ 令和5年5月15日から令和5年6月30日まで（※2） ☐ 令和5年7月3日から令和5年9月29日まで ☐ 令和5年10月2日から令和5年10月31日まで（※2）				
場 所	☐ () 訟廷事務室 (裁判官室・書記官室・調査官室等含む。)			備考欄	
	☐ () 課事務室				
	☐ 検察審査会事務室				
冷房運転を必要とする時間帯	17 時 45 分 . ~ 19 時 0 分				
延長運転等を必要とする理由	執務のため				

(注)

- ・ 太枠内を記載し、所属の庶務担当係を通じて、提出してください。
- ・ 「※1」確認欄には、課長又は主任書記官等のチェックを受けてください。
課長又は主任書記官等が不在の時は、他の管理職のチェックを受けてください。
なお、依頼者が裁判官の場合は、その旨記載していただければ、確認欄のチェックは不要です。
- ・ 「※2」外気温等の状況により冷房運転を行う期間であるため、冷房運転しない場合があります。

認 印	課長	課長補佐	係長	係		
意見等						
備 考 (結果)						